

10月1日から開始したインボイス制度の実務対応大丈夫ですか!?

小さな会社のための

インボイス制度の実務のポイント

～電子帳簿保存法についてもお話します～

2023年10月1日（令和5年10月1日）より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入されました。消費税の軽減税率導入に伴う大きな改正であり、各事業者にとっても影響があるものと考えられます。制度対応について猶予措置があるとはいえ、特に免税事業者にとっては単なる消費税法の改正にとどまらず、事業に大きな影響を与える制度となります。本セミナーでは、インボイス制度の開始後の実務対応と知っておくべき電子帳簿保存法対応についてわかりやすく解説しています。ぜひこの機会にご参加下さい。

講座内容

1. 制度概要のおさらい

- ・インボイス制度
- ・見積り書、請求書、領収書対応

2. 売手の留意点・買手の留意点

- ・取引先へのインボイス発行についての再周知、再確認
- ・少額特例、取引をしない場合の通知方法
(独占禁止法の注意点)

3. 10月1日から課税事業者になった事業者の対応

- ・本則課税
- ・簡易課税
- ・2割特例

4. 独占禁止法等違反行為にならない交渉とは?

5. 小さな会社がやっておくべき

電子帳簿保存法対策



※最新の情報提供のため内容が一部変更になる可能性もございます。

講師プロフィール

税理士 大岡 百合子 (おおおか ゆりこ) 氏

杉野服飾短大（現）を卒業後、繊維商社へ。その後、横浜の税理士法人に勤務しながら子育て、試験勉強と3足の草鞋を履く生活をスタート。7年の受験生活を経て2009年12月税理士試験に合格。2018年17年勤務した税理士事務所を親の介護のため退職し、独立。AIに負けない税理士になるべく、現在は法人・個人心を込めてお仕事中。



日時 11月20日(月) 18:00 ~ 20:00

会場 かすみがうら市商工会 TEL: 0299-59-3755

受講料 無料 定員 40名 (定員になり次第、締め切りさせていただきます。)

主催 かすみがうら市商工会・茨城県商工会連合会

----- (切り取らずにそのままFAXにて送信してください) -----

主催：かすみがうら市商工会 行 FAX:0290-00-1111 申込締切日：令和5年11月10日（金）まで

『インボイス制度の実務と電子帳簿保存法のポイント』セミナー参加申込書

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 事業所名 | | 所在地 | |
| T E L | | F A X | |
| 参加者名 | | 参加者名 | |

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。